

令和7年度「学校法人巨樹の会 ガバナンス・コード」実施状況の点検結果

点検基準日：令和8年6月30日

第1章 私立大学の自主性・自立性(特色ある運営の尊重)	実施状況	状況説明
1-1 建学の精神		
(1) 建学の精神・理念	○	建学の精神・理念について、法人及び各校のウェブサイト、またパンフレットなどに掲載し、学生だけではなく広く社会に公表している。
(2) 建学の精神・理念に基づく人物像	○	
1-2 教育と研究の目的(私立大学の使命)		
(1) 建学の精神・理念に基づく教育目的等	○	建学の精神・理念と共に教育方針についてもウェブサイトに掲載して、学生だけではなく広く社会に公表している。
(2) 中期的な計画の策定と実現に必要な取組み	○	寄附行為に規定し遵守している。 具体的には、2022年度を初年度とする6年間を第1期として「教育」「研究」「地域連携・社会貢献」「組織運営」「施設設備」「財務基盤」の6つの項目について、中期計画を立案し、各関係会議体において定期的に検証を行っている。
(3) 私立大学の社会的責任等	○	経営の透明性確保のため、経営に係る情報をウェブサイトで公表している。 地域貢献を念頭に地域祭事への参加、学生によるボランティア活動及び学園祭、体育館等の施設貸出など地域社会との連携を推進している。

第2章 安全性・継続性(学校法人運営の基本)	実施状況	状況説明
2-1 理事会		
(1) 理事会の役割	○	寄附行為に規定し遵守している。
2-2 理事		
(1) 理事の責務(役割・職務・監督責任)の明確化	○	寄附行為に規程し遵守している。
(2) 学内理事の役割	○	担当範囲は理事会で定め、業務に専念できるよう配慮している。
(3) 外部理事の役割	○	基準日時点で3名の外部理事を配置している。 理事会において様々な視点から意見を頂き、議論の活発化に寄与されている。
2-3 監事		
(1) 監事の責務(役割・職務範囲)について	○	寄附行為に規定し遵守している。
(2) 監事の選任	○	寄附行為に規定し遵守している。
(3) 監事監査基準	○	寄附行為及び監事監査規程に規定し遵守している。 監査報告書はウェブサイトで公表している。
(4) 監事業務を支援するための体制整備	○	事務局長、事務次長との面談から法人の現状報告や月次決算の報告などを定期的に行っている。
2-4 評議員会		
(1) 諮問機関としての役割	○	寄附行為に規程し遵守している。
(2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善	○	議題について具体的で解りやすい資料を用意するなど意見を引き出せるよう努めている。
(3) 評議員は役員に対して意見を述べ、又は役員から報告を徴することができる	○	寄附行為に規定し遵守している。
(4) 監事の選任に際し、当該監事の独立性及び監査に必要な資質や専門性について十分検討する	○	寄附行為に規定し遵守している。
2-5 評議員		
(1) 評議員の選任	○	寄附行為に規定し遵守している。 基準日時点で理事6名に対し評議員9名を配置している。
(2) 評議員に対し、審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行う	○	学校法人運営の適切さを判断するに必要な情報について、評議員会において、理事会における議案、決議概要等を報告し、情報提供を行っている。

第3章 教学ガバナンス(権限・役割の明確化)	実施状況	状況説明
3-1 学長		
(1) 学長の責務(役割・職務範囲)	○	学則に規定し遵守している。
(2) 学長補佐体制(副学長・学部長の役割)	○	学則に規定し遵守している。
3-2 教授会		
(1) 教授会の役割(学長と教授会の関係)	○	学則及び令和健康科学大学教授会規則に規定し遵守している。

第4章 公共性・信頼性	実施状況	状況説明
4-1 学生に対して		
(1) 学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つの方針を明確にし、学びの道筋をより具体的に明確にする	○	学部ごとに3つの方針を明確にし、学修状況の達成状況进行评估している。 教員の自己点検・自己評価については学則に規程し遵守し、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい環境整備と充実に努めている。
4-2 教職員等に対して		
(1) 教職協働	○	教員と事務職員は日常的に協働している。
(2) ユニバーシティ・ディベロップメント:UD	○	教職員は自己啓発に努め、FD、SD等各研修に積極的に参加するなど、社会的価値の創造と最大化に取り組んでいる。
4-3 社会に対して		
(1) 認証評価及び自己点検・評価	○	認証評価については、令和10年の受審に向けて準備中である。 自己点検・評価については、毎年度事業報告書を作成するとともに、令和8年度からは認証評価基準に沿った自己点検・評価を行っている。
(2) 社会貢献・地域連携	○	社会連携、地域連携、地域貢献を念頭に祭事への参加、学生によるボランティア活動及び学園祭、体育館の施設貸出など地域社会との連携など意欲的に取り組んでいる。
4-4 危機管理及び法令遵守		
(1) 危機管理のための体制整備	○	安否確認システムの導入、危機管理に関するマニュアルを作成し、情報発信による教職員への周知などにより、災害防止や不祥事防止対策に取り組んでいる。
(2) 法令遵守のための体制整備	○	教職員に対して全ての教育・研究活動、業務に関する諸規程等について、ポータルサイトで公表しており遵守している。 公益通報については、公益通報者保護法に基づき、通報者の保護を守る体制を整えている。

第5章 透明性の確保(情報公開)	実施状況	状況説明
5-1 情報公開		
(1) 法令上の情報公開	○	公開すべき事項は、学校教育法施行規則(第172条第2項)、私立学校法等に従い、適切に情報を公開しているが、昨年度初めて輩出した卒業・修了者・進学者数・就職者数等のみ準備中である。

※ 適合状況評価基準
 ○:全項目実施 △:一部項目未実施 ✕:全項目未実施